

公益社団法人秦野市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用 の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程に基づき、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が役員へ支給する報酬等及び費用（以下「役員報酬等」という。）の支給について必要な事項を定める。

(役員への支給)

第2条 役員報酬等は、役員が次の各号に掲げる職務に従事した場合に支給するものとする。

- (1) 総会又は理事会に出席した場合
- (2) 公益社団法人秦野市シルバー人材センター専門部会設置規程第2条に定める部会に出席した場合
- (3) 設置に関する規程等に基づき設置した委員会、会議等に出席した場合
- (4) 理事会、前2号の部会又はセンターからの要請により、センターの事業活動に従事した場合

(重複支給の禁止)

第3条 複数の委員会、会議等及びセンターの事業活動が同日に開催された場合は、重複して支給しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター第56回定時総会終結の日から施行する。

(公益社団法人秦野市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程に定める職務の取扱いについて(内規)の廃止)

2 公益社団法人秦野市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程に定める職務の取扱いについて(内規)(平成25年5月24日施行)は、廃止する。